

「協同農業普及事業の実施に関する方針（案）」についての 意見募集の予告

山形県では現在、本県が実施する農業普及事業の基本的な方針を定める「協同農業普及事業の実施に関する方針（令和3年度～令和7年度）」の改定作業を進めています。

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と県が協同して専門の職員（普及指導員）を置き、直接農業者に対し農業経営等の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものです。

準備が整い次第、下記の時期に本ホームページ上でパブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

案に対する皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和8年1月下旬頃

※スケジュールは作業の進捗上変更される場合がありますが、御容赦ください。

2 問い合わせ先

山形県農林水産部農業技術環境課 普及担当

電話 023-630-2440